

## 公益社団法人日本伝熱学会国際賞に関する内規

### (国際賞)

1. 日本伝熱学会国際賞として“The Nukiyama Memorial Award”を設ける。この賞は“Thermal Science and Engineering”の分野で顕著な業績をあげた、おおよそ 50 歳未満の研究者に隔年で贈呈されるものであり、2012 年に初回の贈賞を行い、2030 年まで継続されるものである。2032 年以降の“The Nukiyama Memorial Award”のあり方については理事会において検討するものとする。
2. 国際賞基金を設け、“The Nukiyama Memorial Award”を国際賞基金により運営する。国際賞基金は会員他有志からの寄附および学会事業費の一部繰入金により構成される。
3. 国際賞基金への会員他有志からの寄附は随時受け入れるものとし、寄附者の氏名は学会誌等で報告するものとする。また、学会活動に基づく収益の一部も各学会活動の自主的な意思により国際賞基金に繰り入れることができるものとし、これについても学会誌等で報告するものとする。
4. “The Nukiyama Memorial Award”の対象、受賞資格、件数は“The Nukiyama Memorial Award Charter”に定める。

### (選考)

5. “The Nukiyama Memorial Award”の選考は“The Board of the Nukiyama Memorial Award”が行う。
6. “The Board of the Nukiyama Memorial Award”の構成、業務等については“The Nukiyama Memorial Award Charter”に定める。

### (募集方法)

7. 候補者の募集は“Call for Nominations – The Nukiyama Memorial Award”により行う。
8. 推薦者は“Nukiyama Memorial Award Nomination Form”により推薦を行うものとする。

### (贈賞)

9. 贈賞は当該年に開催される“Thermal Science and Engineering”に関する国際会議において行う。
10. 贈賞は受賞者への賞状、楯および報奨金の贈呈をもって行う。
11. 賞状、楯には“The Board of the Nukiyama Memorial Award”委員長および日本伝熱学会会長の署名を記載する。
12. 受賞者は当該国際会議においてレビュー講演を行うものとする。また、講演内容は“*Thermal Science and Engineering*”誌に掲載できるものとする。

### (国際賞委員会)

13. 細則 7—29 に規定される国際賞委員会は設置せず、以下の業務は“The Board of the Nukiyama Memorial Award”の日本人委員が担当する。

- ① “The Nukiyama Memorial Award” 運営に必要な経理処理  
(受賞者から要請のあった場合の、旅費等の経理処理を含む)
- ② “The Board of the Nukiyama Memorial Award” の贈賞に関する支援業務

平成 24 年 4 月 21 日制定

平成 24 年 6 月 1 日改正